別表十六(四)の表中

事業年度又は連結事業年度

を

事業年度

に、

構造	2					

を

第10条各号の該当号	2	第　号	第　号	第　号	第　号	第　号

に改め、同表の記載要領第11号中「又は連結事業年度」及び「若しくは連結事業年度」を削り、同第13号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の41（準備金方式による特別償却）」を削り、同第14号中「若しくは令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法」という。）第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）（令第63条第２項の規定により令和２年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）」を削り、「令第63条第２項に」を「同項に」に改め、同第15号中「若しくは連結事業年度」及び「若しくは各連結事業年度」を削る。

別表十六(六)の表中

事業年度又は連結事業年度

を

事業年度

に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第４号(2)において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（第５号及び第８号において「令和２年旧法」という。）第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）に規定する個別損金額を計算する場合において令第64条第１項第２号の規定により償却限度額等の計算を行うとき」を削り、同第11号及び第13号中「又は連結事業年度」を削り、同第14号(2)中「又は令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の41（準備金方式による特別償却）」を削り、同第15号中「）若しくは令和２年旧法第81条の３第１項（令第67条第２項の規定により令和２年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。」を「の添付」に、「令第67条第２項に」を「同項に」に改め、同第16号中「この場合」の次に「において」を加え、「「前期からの繰越額　⑽」の欄の金額にはその外書として記載した金額を含むものとして」を「その外書きした金額を「⑽」に含めて」に改め、同第17号中「当該事業年度若しくは連結事業年度」を「当該事業年度」に、「各事業年度若しくは各連結事業年度」を「各事業年度」に、「「償却期間（期末評価換え等が行われた事業年度若しくは連結事業年度終了の日後の期間又は期中評価換え等が行われた事業年度若しくは連結事業年度開始の日（当該事業年度又は連結事業年度がその繰延資産となる費用の支出をする日の属する事業年度又は連結事業年度である場合にあつては同日とし、適格組織再編成により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人から引継ぎを受けた日の属する事業年度である場合にあつては当該適格組織再編成の日とする。）以後の期間）の月数　⑷」」を「「償却期間（期末評価換え等が行われた事業年度終了の日後の期間又は期中評価換え等が行われた事業年度開始の日（当該事業年度がその繰延資産となる費用の支出をする日の属する事業年度である場合にあつては同日とし、適格組織再編成により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人から引継ぎを受けた日の属する事業年度である場合にあつては当該適格組織再編成の日とする。）以後の期間）の月数　⑷」」に改め、同第18号中「又は令和２年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合において法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第64条第１項第１号（繰延資産の償却限度額）の規定により償却限度額等の計算を行うとき」を削り、同第19号中「若しくは連結事業年度」及び「若しくは各連結事業年度」を削り、「欄の金額」を「金額」に改める。

別表十六(七)の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第67条の５（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）」を削る。

別表十六(八)の表中

事業年度又は連結事業年度

を

事業年度

に、

事業の用に供した事業年度又は連結事業年度
同上の事業年度又は連結事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額
当期の月数 （事業の用に供した事業年度の中間申告又は連結事業年度の連結中間申告の場合は、当該事業年度又は連結事業年度の月数）

を

事業の用に供した事業年度
同上の事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額
当期の月数 （事業の用に供した事業年度の中間申告の場合は、当該事業年度の月数）

に改め、同表の記載要領を次のように改める。